

令和 2 年

第 1 回 定例 教育 委員会

我孫子市教育委員会

令和2年第1回定例教育委員会日程

日 時 令和2年1月29日（水） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
蒲田 知子

日程第2 議 案

- 議案第1号 我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要
綱を廃止する告示の制定について (学校教育課)
- 議案第2号 我孫子市都市公園条例及び使用料条例の一部を改正する条
例の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第3号 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第4号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第5号 我孫子市民図書館における国立国会図書館デジタル化資料
送信サービス利用要綱の制定について (図書館)

日程第3 諸 報 告

目 次

- 議案第 1 号 我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱を
廃止する告示の制定について 1
- 議案第 2 号 我孫子市都市公園条例及び使用料条例の一部を改正する条例
の制定について 3
- 議案第 3 号 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について 18
- 議案第 4 号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について 21
- 議案第 5 号 我孫子市民図書館における国立国会図書館デジタル化資料送
信サービス利用要綱の制定について 25

議案第 1 号

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱を廃止する告示の制定について

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱を廃止する告示を次のように制定する。

令和 2 年 1 月 2 9 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱の目的である「我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン」の策定が終了したことに伴い、本要綱を廃止するため提案するものです。

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱を廃止する
告示

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱（平成30年教育委員会告示第2号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市都市公園条例及び我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の
制定について

我孫子市都市公園条例及び我孫子市使用料条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 2 年 1 月 2 9 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

「受益者負担のあり方に関する基本方針」を踏まえた使用料の見直しとして、
野球場の利用料を改正し、これまで無料としていた利根川ゆうゆう公園内の少
年用サッカー場及び少年野球場の使用料について、新たに規定するため提案す
るものです。また、我孫子市及び取手市に居住、在勤又は在学する者以外の料
金について、市民体育館の施設と異なっていたため改正を行うために提案する
ものです。

我孫子市都市公園条例及び我孫子市使用料条例の一部を改正する条例

(我孫子市都市公園条例の一部改正)

第1条 我孫子市都市公園条例(昭和37年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第6条関係)			別表第1(第6条関係)		
都市公園 の名称	有料公園施設	数	都市公園 の名称	有料公園施設	数
手賀沼公園の項及び湖北台中央公園の項 略	略	略	手賀沼公園の項及び湖北台中央公園の項 略	略	略
利根川ゆうゆう公園	野球場	2	利根川ゆうゆう公園	野球場	2
	野球場(少年用)	2		サッカー場	2
	サッカー場	2			
	サッカー場(少年用)	2			
明田緑地	略	略	明田緑地	略	略
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)		
都市公園 の名称	無料公園施設	数	都市公園 の名称	無料公園施設	数
利根川ゆうゆう公園			利根川ゆうゆう公園	野球場(少年用)	2
				サッカー場(少年用)	2
	オフロード自転車	1		オフロード自転車	1

	コース	
明田緑地	略	略

	コース	
明田緑地	略	略

(我孫子市使用料条例の一部改正)

第2条 我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
(種類及び額)	(種類及び額)												
第3条 略	第3条 略												
2 前項の規定にかかわらず、地方自治法第238条の4第7項の規定による許可により我孫子市道路占用料条例（昭和50年条例第10号）別表の占用物件の欄に掲げるものを本市が所有し、又は管理する行政財産に設ける場合の使用料の額は、同条例の例により算出した額とする。													
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）												
1 都市公園条例第2条第1項又は第3項 並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項及び第3項 の許可に係るもの	1 都市公園条例第2条第1項又は第3項の許可に係るもの												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使 行商、募金そ</td> <td>1人1日</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額 (円)	使 行商、募金そ	1人1日	160	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、募金その</td> <td>1人1日</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額 (円)	行商、募金その	1人1日	105
区分	単位	金額 (円)											
使 行商、募金そ	1人1日	160											
区分	単位	金額 (円)											
行商、募金その	1人1日	105											

用 料	その他これらに類する行為をする場合	1平方メートル1日	略
	業として写真撮影を行う場合	常時 写真機 1台1月	2,100
		臨時 写真機 1台1日	160
	業として映画撮影を行う場合	1回2時間以内	1,050
	興行を行う場合	1平方メートル1日	6
	競技会、展示会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合	1平方メートル1日	2
		公園施設を設置する場合	1平方メートル1月

その他これらに類する行為をする場合	1平方メートル1日	略
業としての写真撮影を行う場合	常時 写真機 1台1月	1,050
	臨時 写真機 1台1日	105
業としての映画撮影を行う場合	1回2時間以内	1,050
競技会、展示会その他これらに類する催しをする場合	1平方メートル1日	1

			<p>よ 便 施 設 （ 都 市 公 法 行 令 （ 昭 和 31 年 政 第 290 号 ） 第 5 第 項 規 す 便 施 を う ） 設 す 場 合 は 、 該 募 よ に り 益 設 市 園 施 令 和 年 令 290 号 ） 第 5 第 項 規 す 便 施 を う ） 設 す 場 合 は 、 該 募 よ</p>
--	--	--	---

		り 決 定 し た 額 と す る。こ の 場 合 に お い て、当 該 金 額は、 100 円 を 下 回 つ は 不 なり。 い。)
占 用 料	我孫子市道 路 占 用 料 条 例 別 表 の 占 用 物 件 の 欄 に 掲 げ る も の	我孫子市道 路 占 用 料 条 例 の 例 に よ り 算 出 し た 道 路 占 用 料 の 額 に 相 当 す る 額

備考

- 1 1 平方メートル未満の端数
は、1 平方メートルとして取り

備考 1 平方メートル未満の端数
は、1 平方メートルとして取り
扱う。

扱う。

2 1月未満の端数は、1月として取り扱う。

3 使用料が1件100円未満の場合は、100円とする。

2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用に係るもの

区分		単位		金額 (円)
使用料	サッカー場 (1面)	一般 ・大学生	1時間	1,000
				高校生以下
	サッカー場 (少年用) (1面)		1時間	500
野球場 (1面)	湖北 台中 中央 公園	一般 ・大学	1時間	800

2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項及び第3項の許可に係るもの

区分		単位		金額 (円)
使用料	サッカー場 (1面)	一般 ・大学生	1時間	1,000
				高校生以下
野球場 (1面)		一般 ・大学	1時間	700

		生	
		高校生以下	400
	利根川 うゆう公園	一般・大学生	700
		高校生以下	350
	野球場（少年用） （1面）	1時間	350
	庭球場（1面）の目及び駐車場の目 略	略	略
入館料	略	略	略

		生	
		高校生以下	350
	庭球場（1面）の目及び駐車場の目 略	略	略
入館料	略	略	略
占用料	電柱類	電柱	第1種電柱
			1本につき1年
			1,000

	第 2 種 電 柱		1,600
	第 3 種 電 柱		2,200
電 話 柱	第 1 種 電 柱	1 本 に つ き 1 年	930
	第 2 種 電 柱		1,500
	第 3 種 電 柱		2,100
	そ の 他 の 柱 類	1 本 に つ き 1 年	72
	変 圧 塔 そ の 他 こ れ に 類 す る も の 及 び 公 衆 電 話 所	1 個 に つ き 1 年	1,400
	郵 便 差 出 箱	1 個 に つ き 1 年	600
	そ の 他 の も の	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に	1,400

		つき 年	1
地下埋設物の	外径が 0.1メー トル未 満のも の	長さ1メ ートルに つき1 年	48
	外径が 0.1メー トル以 上0.15 メー トル未 満の もの		72
	外径が 0.15メ ートル 以上0.2 メー トル未 満の もの		95
	外径が 0.2メー トル以 上0.4メ ートル 未満の もの		190
	外径が		480

0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		
外径が1.0メートル以上のもの		950
標識	1本につき1年	1,100
工事用施設及び材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	440
その他	別に定める額	

備考

- 1 略
- 2 市内に居住、在勤又は在学する者以外の者の使用料（駐車場に係る使用料を除く。）は、5割増（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、茨城県取手市に居住、在勤又は在学する者が、利根川ゆうゆう公園野球場又は

備考

- 1 略
- 2 市内に居住、在勤又は在学する者以外の者の使用料（駐車場に係る使用料を除く。）は、この表に掲げる額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。ただし、茨城県取手市に居住、在勤又は在学する者が、利根川ゆうゆう公園野球場若しくは野球場（少

年用)又はサッカー場若しくはサッカー場(少年用)を使用する場合にあつては、この限りでない。

3から5まで 略

サッカー場を使用する場合にあつては、この限りでない。

3から5まで 略

6 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

7 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

8 占有面積若しくは占有物件の

面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。

9 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

別表第3（第3条関係）

施設	単位	金額
我孫子市生涯学習センター 駐車場	略	略
新木行政サービス	午前9時から正午まで	680円
	午後1時から	930円

別表第3（第3条関係）

施設	単位	金額
我孫子市生涯学習センター 駐車場	略	略
新木行政サービス	午前9時から正午まで	480円
	午後1時から	660円

ンター 会議室	ら午後5時 まで	
	午後6時から 午後9時 まで	680円
小学校 及び中 学校の 体育館 の項及 び小学 校の地 域交流 教室の 項 略	略	略

備考 略

ンター 会議室	ら午後5時 まで	
	午後6時から 午後9時 まで	480円
小学校 及び中 学校の 体育館 の項及 び小学 校の地 域交流 教室の 項 略	略	略

備考 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中別表第1の2の表の改正（「並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項及び第3項の許可」を削る部分、占用料の項を削る部分及び備考6から9までを削る部分を除く。）及び別表第3の表の改正は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 第1条の規定による改正後の我孫子市都市公園条例別表第1の野球場（少年用）及びサッカー場（少年用）の使用に係る申請、許可その他この条例を施行するために必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行

の日（第4項において「一部施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の我孫子市使用料条例別表第1の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の申請に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の我孫子市使用料条例別表第1の2の表及び別表第3の規定は、一部施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 月 2 9 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

「受益者負担のあり方に関する基本方針」を踏まえた使用料の見直しとして、ふれあいキャンプ場の使用料を改正するため提案するものです。

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
	区分	使用者	使用料		区分	使用者	使用料
デ イ キ ヤ ン プ	午前10時から午後5時まで	市内に住、在勤又は在学する者	1サイト 当たり 500円	デ イ キ ヤ ン プ	午前10時から午後5時まで	市内に住、在勤又は在学する者	1サイト 当たり 240円
		上記以外の者	1サイト 当たり 1,000円				上記以外の者
宿 泊 キ ヤ ン プ	午後2時から翌日午前10時まで	市内に住、在勤又は在学する者	1サイト 当たり 1,200円	宿 泊 キ ヤ ン プ	午後2時から翌日午前10時まで	市内に住、在勤又は在学する者	1サイト 当たり 700円
		上記以外の者	1サイト 当たり 2,400円				上記以外の者
	午前10時から翌日午前10時まで	市内に住、在勤又は在学する者	1サイト 当たり 1,500円		午前10時から翌日午前10時まで	市内に住、在勤又は在学する者	1サイト 当たり 800円
		上記以外の者	1サイト 当たり				上記以外の者

			<u>3,000円</u>
テ ン ト	略		略

備考 略

			<u>1,600円</u>
テ ン ト	略		略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 4 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 2 年 1 月 2 9 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

「受益者負担のあり方に関する基本方針」を踏まえた使用料の見直しとして、
市民体育館トレーニング室、野球場、庭球場の使用料を改正するため提案する
ものです。

		一 般	1 面	1,500 円
	野球場夜間照明施設		略	略
	庭球場	高 校 生 以 下 ・65 歳 以 上	1 面	250円
		一 般	1 面	500円
	庭球場夜間照明施設		略	略
個 人 使 用	サブアリーナ 武道場	高 校 生 以 下 ・65 歳 以 上		90円
			一 般	190円
	トレーニング高			100円

		一 般	1 面	1,400 円
	野球場夜間照明施設		略	略
	庭球場	高 校 生 以 下 ・65 歳 以 上	1 面	200円
		一 般	1 面	400円
	庭球場夜間照明施設		略	略
個 人 使 用	サブアリーナ 武道場 <u>トレーニング室</u>	高 校 生 以 下 ・65 歳 以 上		90円
			一 般	190円

室	校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上								
	一 般	200円							
備考 略			備考 略						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

我孫子市民図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービス
利用要綱の制定について

我孫子市民図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用
要綱を次のように制定する。

令和 2 年 1 月 2 9 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧及び複写サービスを我孫子市民図書館において利用するため、提案するものです。

我孫子市民図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービス 利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市民図書館（以下「図書館」という。）において実施する国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧及び複写サービス（以下「デジタル化資料サービス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用要件)

第2条 デジタル化資料サービスを利用することができる者は、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により利用カードの交付を受けた者とする。

(利用時間)

第3条 デジタル化資料サービスを利用することができる時間は、規則第4条に規定する開館時間内とする。

(閲覧)

第4条 デジタル化資料サービスの閲覧を希望する者（以下「閲覧希望者」という。）は、利用カードを提示し、図書館長の指定する端末（以下「閲覧端末」という。）を利用して行うものとし、閲覧するために必要なID及びパスワードは、図書館職員が入力するものとする。

2 図書館職員は、閲覧希望者が閲覧中に次に掲げる行為をしないよう、監視、注意喚起等の措置を講じなければならない。

(1) 閲覧端末の持出し

(2) 閲覧端末への外部記憶装置等の接続

(3) 閲覧端末の画面の撮影

(4) 画面キャプチャ又は資料の電子ファイルの取得

(5) 前4号に掲げるもののほか、著作権を侵害する行為

3 図書館職員は、閲覧が終了したことを確認した後は、閲覧端末のブラウザを速やかに閉じなければならない。

(複写)

第5条 デジタル化資料サービスの複写を希望する者（以下「複写希望者」という。）は、国立国会図書館デジタル化資料複写申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を図書館長に提出しなければならない。

2 図書館長は、複写希望者から申込書の提出を受けたときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。

3 デジタル化資料サービスの複写は、図書館長の指定する端末（以下「複写端末」という。）を利用して図書館職員が行い、複写希望者に複写物を提供するものとする。

4 複写希望者は、複写物の受領に際し、我孫子市民図書館複写サービス実施要綱（平成元年教育委員会告示第12号）の規定により、費用を負担しなければならない。

5 図書館職員は、複写が終了したことを確認した後は、複写端末のブラウザを速やかに閉じ、データを当該端末内に残さないように注意しなければならない。

6 図書館職員は、第3項の規定により複写物を提供したときは、国立国会図書館デジタル化資料複写記録表（様式第2号）に資料名及び複写箇所を記録しなければならない。

7 複写しようとする資料の著作権に関する一切の責任は、複写希望者が負うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、デジタル化資料サービスに関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

国立国会図書館デジタル化資料複写申込書

年 月 日

我孫子市民図書館長 へ

（申込者）利用カード番号

氏名

住所

我孫子市民図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用要綱第5条第1項の規定により、国立国会図書館デジタル化資料の複写を申し込みます。

誌ID（請求記号） ※0を省略せずに記入してください。	資料名	コマ番号

